

【施策番号189】公共交通事故の被害者等への支援

資料4-6

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

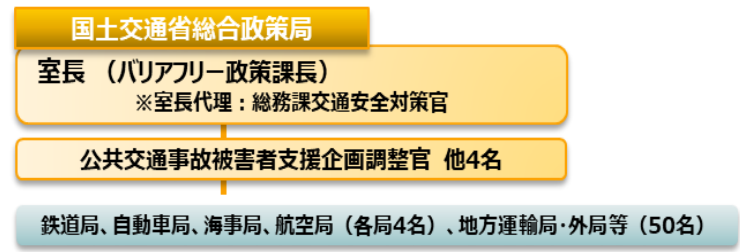
(19) 公共交通事故の被害者等への支援

計画本文

国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②事故発生後から被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたるコーディネート機能等を担い、公共交通事故の被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援を着実に進める。(189)

進捗状況

○ 公共交通事故被害者支援室は、公共交通における事故が発生した場合、「被害者に寄り添う」ことを基本とした支援活動を実施するための組織として、平成24年4月に発足。国土交通本省において窓口を設置し、国土交通本省総合政策局を中心に関係各局、地方運輸局職員等、計73名で構成(併任)(令和3年12月1日現在)。



○ 公共交通事故が発生した際に、被害者等に対して、公共交通事故被害者支援業務及びその連絡先が記載された「コンタクトカード」を配布するなど、必要な情報提供等を行い、被害者等からの相談等に対応している。

○ 令和3年度においても、全国10ブロック毎に公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催し、交通事業者に対して、公共交通事故等の遺族や被害者支援の専門家等から講演いただくとともに、被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。また、公共交通事故の被害者支援に従事する職員等に対して、研修等を実施した。

○ 今後も引き続き、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進、公共交通事故被害者等支援研修等、被害者支援の取組を着実に進めるとともに、被害者支援に関わる外部の関係機関とのネットワークの構築・維持のために必要な情報の更新等を行う。

○ また、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、継続的に遺族会との意見交換会を開催しているほか、事故の風化を防ぐため、関係者とともに安全を誓う集いの開催支援を行うなど、引き続き、被害者等に寄り添った支援等を実施していく。